

千葉市病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者と日頃から接することが多い、病院勤務以外(診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等)の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や認知症ケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 本事業の実施主体は本市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 この事業は、本市内の診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等に勤務する看護師、歯科衛生士等の医療従事者とする。ただし、委託事業者と協議の上、千葉県内(本市を除く)で勤務する診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等に勤務する看護師、歯科衛生士等の医療従事者も対象とすることができるものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、医療従事者として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

(修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付するものとする。

2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理するものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I 基本的知識	<ul style="list-style-type: none">• 研修の目的・意義(共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症施策)• 認知症とは(症状や原因疾患、診断と治療、認知症の経過等)• 認知症の危険因子・予防	20分
II 地域における実践	<ul style="list-style-type: none">• 認知症ケアの基本(本人視点の重視等)• 認知症の人の意思決定支援について• 認知症の人とのコミュニケーションの基本• アセスメントのポイント• 認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への対応の基本• 家族・介護者への支援• 多職種連携の意義と実際	70分
III 社会資源等	<ul style="list-style-type: none">• 認知症施策の全体像• 認知症の人への支援の仕組• 認知症の人への支援に関する主な制度等	10分

(様式第1号)

第 号
修 了 証 書
氏 名 様
生年月日 年 月 日
あなたは、厚生労働省が定める病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修を修了したことを証します
年 月 日
千葉市長 ○○ ○○

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	職種	所属		
				名称	住所	電話番号